

インタープリテーション戦略（案）（抜粋）

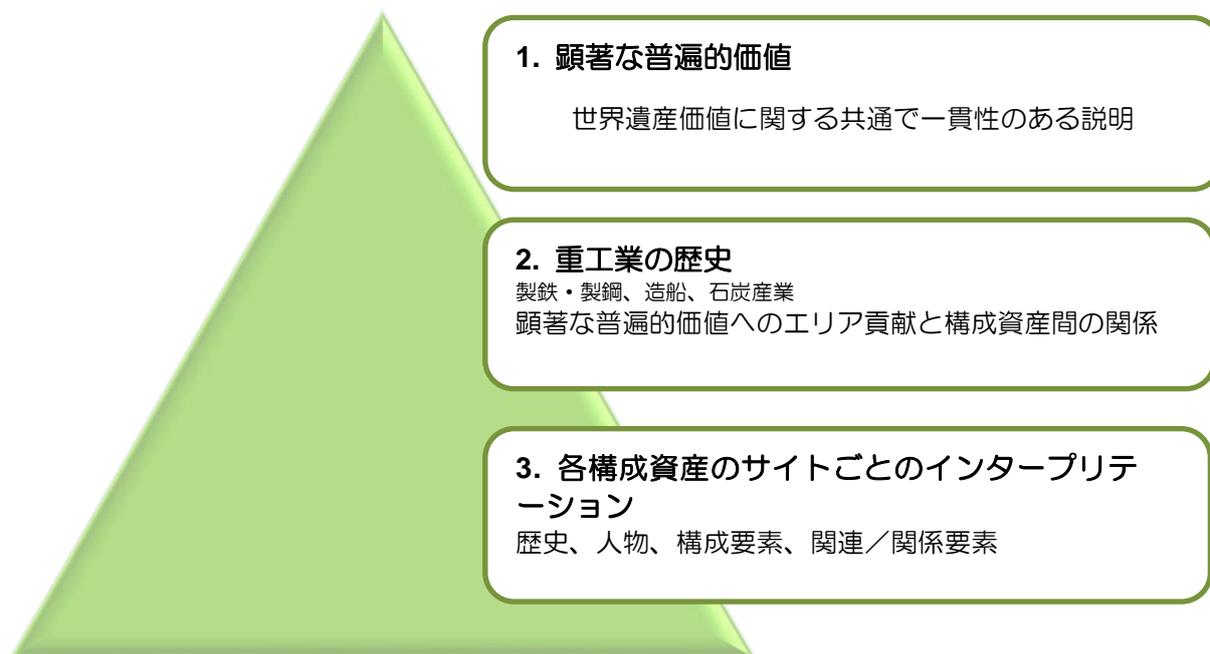
勧告 g)

推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること¹。

¹ 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ 4.g) で言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション（展示）戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。（文書 WHC-15/39.COM/INF.19）

インタープリテーションの階層的アプローチ

「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション及びプレゼンテーション：
価値とテーマの階層



各サイトの歴史全体についての考察

（第一次報告書（案）の参考資料2.）

物理的インタープリテーション及びプレゼンテーションの階層

（第一次報告書（案）の参考資料3.）

3つの産業類型の時系列に沿った発展（1850年代～1910年）

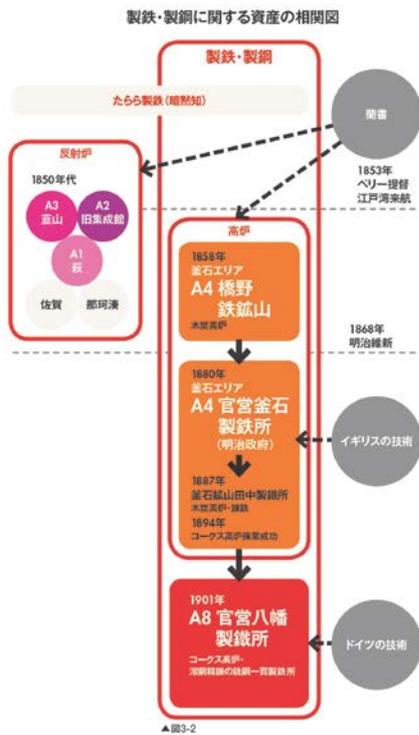
3つの産業類型の時系列に沿った発展（1850年代～1910年）

1850年代～1910年にかけての重工業分野（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）における産業化の歩み

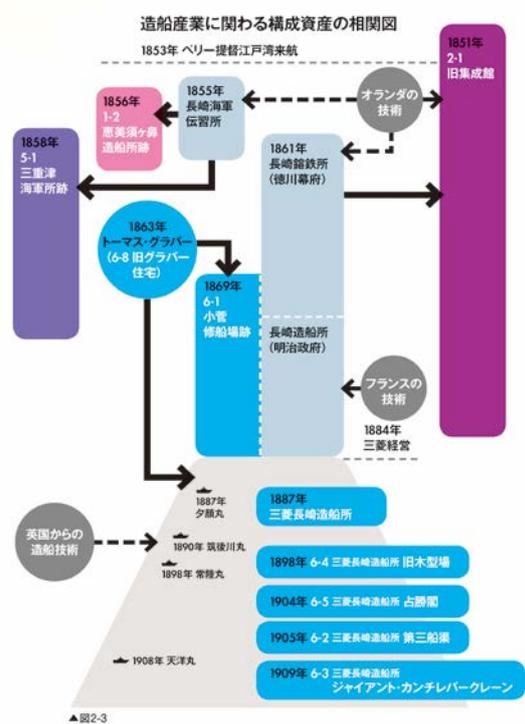


▲図2

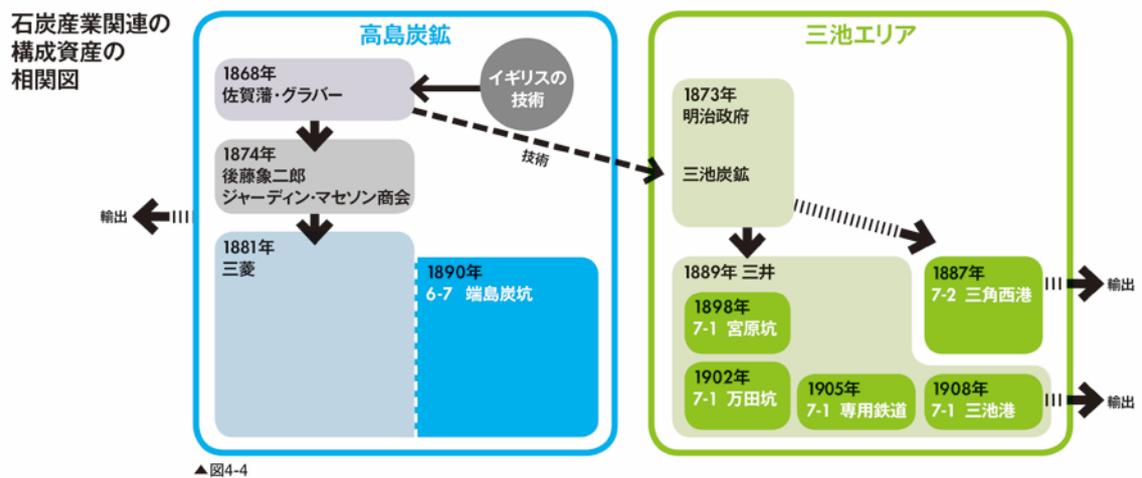
製鉄・製鋼に関する資産の相関図



造船産業に関わる構成資産の相関図



石炭産業関連の構成資産の相関図



インタープリテーション計画（抜粋）

(1) 全ての構成資産で一貫した顕著な普遍的価値（OUV）の共通展示を展開

インタープリテーション戦略において、全ての構成資産に一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を実施する。関係自治体の全ての関係者がこの方針に合意し、ブランド感のある世界遺産スタイルで統一的に展示がコーディネートされ、実施されるであろう。

(2)・(3) 労働者のストーリーを含む各サイトの「歴史全体」に関する進捗

「歴史全体」については、内閣官房の「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の委員、「明治日本の産業革命遺産」の登録に関わるイコモス査定に関与した国際ヘリテージの専門家、「インタープリテーションとプレゼンテーションに関する国際イコモス学術委員会」委員長他の助言を参考に、4つの方針を示した。

- 1) 顕著な普遍的価値のインタープリテーションに重点を置く：世界遺産の本来の目的に従い、登録された顕著な普遍的価値を明確に伝える。各サイトの展示において、顕著な普遍的価値を他の関連する問題と混同せずに明確に説明する。その上で、勧告g）を履行する。
- 2) 各構成遺産の（中略）顕著な普遍的価値の対象期間（1850年代から1910年まで）以外の各サイトの「歴史全体」の範囲は、1850年代以前と1910年から現在までの2つに分けられる。いずれにおいても構成資産の背景の理解を補足する地域的な価値を念頭に「歴史全体」の範囲を絞り込む。さらに、各構成資産が立地するエリアにおける歴史全体のインタープリテーションについては、質の高い調査を一次史料の収集や証言収録など実施し、適宜、適切なメディアを通じていずれかの段階において公表する。
- 3) 産業労働の展示は、顕著な普遍的価値に重点を置くことを前提に、顕著な普遍的価値の対象期間における日本の産業労働という、より大きなテーマとして焦点を当てつつ、対象期間には入らない1944年から45年の朝鮮人徴用者等の産業労働の展示にも取り組む。
- 4) 上記方針を踏まえつつ、朝鮮人徴用者等に関するより実質的な調査を別途実施する。その結果についてはウェブサイトでアクセスできるようにするとともに、サイトのインタープリテーションにも使用できるようにする。

以上の助言を踏まえ（上記1）～4）の各々に対し）、以下の詳細な進捗状況とタイムスケールが設定された。

- 1) 2016-17年度にスキームを策定し、2018年度以降に、内閣官房の調整による方針の下で、全ての構成資産において一貫性のある顕著な普遍的価値の

インタープリテーションを実施する。

- 2) 特別に委託した「インタープリテーション監査」において、複数の資産では既に（中略）「歴史全体」のインタープリテーションが十分になされているとの評価を受けた。留意を要するものについては、2018年度以降における更新が計画されている。

なお、各サイトのインタープリテーション施設や、推薦書においても記述されていた田川市石炭・歴史博物館（明治日本の産業革命遺産の推薦プロセスにおける成果であり、ユネスコ「世界の記憶」に登録された山本作兵衛の絵画や日記の展示を含む。）などの関連資産においても、「世界の記憶」に関連した一定の資料が公開される予定である。

- 3) 産業労働の展示について、留意を要するものについては、一次史料、証言などの記録を基に2018年度以降における更新が計画されている。

- 4) 内閣官房は、朝鮮人徴用者等に関する歴史史料を東京に設置が予定されている「産業遺産情報センター」において一般市民に共有するように検討している。また、証言、出版物、これまでほとんど検討されなかった一次史料の調査を含む、史料収集が現在も進められている。2018-19年度より世界遺産の公式アプリにおいても、クイズ形式で取り上げられる予定である。

(4) 「産業遺産情報センター」の設置

第39回世界遺産委員会における決議（39COM 8B.14）の採択時に、勧告 g) の脚注として日本政府のステートメントの記録が言及された。

このため、日本政府は、2019年度中を目途に総合的な情報センターとして「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針であり、そのための費用を2018年度予算案に計上している。同センターは産業遺産の保全のシンクタンク機能を有し、産業遺産保全の啓蒙普及に貢献し、「明治日本の産業革命遺産」の資産を中心に、産業労働を含む産業遺産の情報を発信する予定である。内容の詳細は現在検討中である。

(5)～(9) （略）